

口座振替ご利用規定

第1条 サービスの概要

売掛代金等の収納をご希望する申込者（以下「委託者」という）との契約に基づき、指定日に委託者へ売掛代金等支払義務のある顧客（以下「支払人」という）の口座から引落を行い、代金収納を行うサービスです。

第2条 口座振替依頼書の受理等

委託者は、支払人との売買契約等により、支払人が当該支払額について預金口座振替方式により支払う旨約定した場合は、支払人に預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という）を提出させ、これを当行の取りまとめ店へ送付します。

当行は、依頼書の記載事項を確認のうえ、これを受理します。ただし、印鑑相違、その他の不備事項があるときは、これを受理せず、速やかに委託者に返送します。

第3条 振替日

- 1 売上金等の振替日は委託者が申請書に記載した日とします。ただし、当日が当行の休業日にあたるときは、その翌営業日とします。
- 2 委託者は振替日を変更する場合は、委託者の契約者（当行の預金者）に対して周知徹底を図るものとし、当行は特別な通知は行ないません。

第4条 データ伝送等による口座振替の請求

- 1 委託者から当行への預金口座振替依頼は、当行が預金口座振替処理を行うために必要とする内容を含んだ預金口座振替明細（以下「振替明細」という）を、委託者と当行との電子計算機等を通信回線により互いに接続し、データ伝送等することによって行います。
- 2 委託者は、振替日の2営業日前の午後5時までに振替明細を当行にデータ伝送等します。
- 3 委託者は、本条1項によるデータ伝送等後においては、原則として、当該振替明細の取消または変更等を行いません。

第5条 振替事務の取扱

1 振替処理

当行は、データ伝送等により受付けた振替明細により預金口座振替処理を行います。

2 口座への入金

当行は、振替日に当該預金者の指定する預金口座から請求金額を払い出し、振

替日の翌々営業日後までに委託者指定の口座に入金します。

3 振替結果の通知

当行は、振替処理完了後（振替日の翌営業日以降）、委託者の依頼により、振替処理結果を応答します。

4 振替不能分の再請求

委託者は、振替不能分について再度預金口座振替により請求する場合は、次回以降の振替明細のデータ伝送時に当該振替不能分の振替明細をデータ伝送等します。この場合、再請求分と、次回請求分とを同時に請求するときは、その引落しについて優先順位をつけないものとします。

5 預金者への通知

当行は、預金口座振替に関して、預金者に対する引落とし済みの通知および入金の督促等を行いません。

第6条 伝送データの仕様

振替明細データおよび振替処理結果データの仕様については、当行所定のものとします。

第7条 手数料

- 1 委託者は、当行に対し請求件数1件につき、当初申込時に定めた取扱手数料およびこれに係る消費税相当額を支払います。
- 2 手数料の支払いについては、収納金から差し引くかまたは委託者指定の口座から引き落とすものとします。なお、当該引落にあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行の所定の方法により取扱います。

第8条 停止通知

委託者は、預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を当行の取りまとめ店に通知します。

第9条 解約・変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により、当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、委託者にその旨を通知します。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。

第10条 再送信

委託者または当行が受け入れたデータに瑕疵があった場合は、委託者または当行

はデータを修正のうえ速やかに再送信するものとします。なお、再送信は委託者、当行協議のうえ行うものとします。

第 1 1 条 障害発生時の取扱

通信回線の障害、委託者または当行の機器障害、システム上の障害ならびにそのほかの事情によりデータ伝送すべき時期までに伝送できない場合は、委託者、当行協議のうえ対策を講ずるものとします。

第 1 2 条 損害負担

委託者および当行は、それぞれの責により生じた損害を負担します。ただし、委託者、当行、いずれの責めによるか明らかではない時は、委託者、当行両者が協議してその負担割合を決めることとします。

第 1 3 条 機密保持

委託者および当行は、本契約に関して業務上知り得た相手方の機密事項および機密情報（以下「機密情報等」という）を他に漏らしてはいけません。また、本契約終了時には、機密情報等を廃棄または返却することとするほか、契約終了後もこの義務については継続するものとします。

第 1 4 条 契約の解除

- 1 委託者および当行は、相手方が次の各号いずれかに該当する場合は、当該相手方に対して何らの催告その他の手続きを要せず直ちに本契約の全部または一部を解除のうえ、その損害を請求することができます。この場合、当該解除により以下各号のいずれかに該当した当事者に生じた損害については一切賠償しません。
 - (1) 本契約に定める約定に違反したとき。
 - (2) 当行または委託者の信用ならびに利益を失墜する行為を行ったとき。
 - (3) 支払停止となったとき、自己が振り出しもしくは引き受けた手形、小切手が不渡りとなったとき、または金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき。
 - (5) 監督官庁からの営業停止または営業登録取消し等の処分を受けたとき。
 - (6) 特別清算、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始の申立てがなされ、もしくは自らを申し立てたとき。
 - (7) 営業財産の重要部分が第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき、または租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (8) 収納金入金口座が解約されたとき。
 - (9) 1 年以上にわたって本サービス利用がないとき。
 - (10) 前各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第15条 反社会的勢力の排除

- 1 委託者および当行が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して情を知って資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 委託者および当行は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 委託者または当行が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、相手方は何ら催告をしないで、直ちに本契約を解除することができることとします。
- 4 前項により本契約が解除された場合、委託者および当行は、解除を行った当事者に対し解除による損害の賠償（違約金等の支払を含む。）を一切請求しないものとし、また、当該当事者に生じた解除による損害を賠償するものとし、

第 16 条 合意管轄

本契約の権利義務に関する訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条 規定の準用

本契約に定めのない事項については普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座預金規定、振込規定、その他預金関連規定および各種カードローン規定を適用または準用するものとします。

第 18 条 規定の変更

- 1 本規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には民法 548 条の 4 に基づき変更するものとします。
- 2 前項による変更は、変更を行う旨および変更後の各条の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相応の方法で周知するものとします。
- 3 前 2 項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上